

月例総会議事録

- 1 招集日時 令和5年12月11日（月）
- 2 開会日時及び場所
令和5年12月11日（月） 午後1時45分
防府市役所1号館3階南北会議室
- 3 閉会日時 令和5年12月11日（月） 午後3時43分
- 4 委員氏名

(1)出席者（18名）

（1番）池田 静枝 （2番）石川 眞平 （3番）小山 巽 （4番）関谷 芳広
（5番）原田 政祥 （6番）倉重 俊則 （7番）木原 伸二 （8番）田村 正信
（9番）松田 祥治 （10番）貞平 克己 （11番）池田 寛 （12番）松永 初恵
（13番）熊安 悦子 （14番）末廣 儀久 （15番）弘中ヨネ子 （16番）原田 道昭
（17番）藤井 伸昌 （18番）横木 勉

(2)欠席者（0名）

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	栗原 努
〃 事務局長補佐	山口 佐貴子
〃 農地振興係長	重村 郁子
〃 書 記	福田 謙一郎
〃 書 記	高橋 茉里

6 提出議案及び報告事案

議案第87号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第88号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第89号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第90号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）
議案第91号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）
議案第92号 【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用集積等促進計画の公告）

報告第86号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第87号 農地法第18条（通知）

報告第88号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第89号 現況証明書の発行について

報告第90号 許可申請取下について

報告第91号 農地所有適格法人報告書について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

11番 池田 寛委員

12番 松永 初恵委員

午後1時45分開会

○事務局 ただいまから令和5年12月の月例総会を開催いたします。

また、熊安さんだけちょっと遅れるということでございましたので、熊安委員さんが遅れるということでございました。過半数の委員が御出席ですので、防府市農業委員会会議規則第6条の規定により総会が成立することを御報告いたします。

それでは、会長に御挨拶をいただいた後、議長としての議事の進行をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 皆さん、こんにちは。お忙しい中、お集まりをいただきましてありがとうございます。

昨日はえらい暖かかったんですけども、今日は少し寒いということで、体調管理には十分気をつけていただければというふうに思います。

本日は議案審議、数がたくさんございますので、早速入らせていただきますけれども、特に問題がないような議案につきましては、簡潔に説明をいただけるように、議事進行に協力いただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事進行をさせていただきます。

本日の議事録署名委員さんは、11番の池田委員さん、12番の松永委員さんをお願いします。よろしくお願いいたします。

それでは、議案審議に入ります。

議案第87号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、初めに議案の修正のほうをお伝えいたします。本日お配りしております、お手元の修正連絡票のほうを御覧ください。

受付番号5、議案第87号、受付番号5が取下げとなっております。

それでは、御説明をいたします。議案書の1ページ、資料の1ページからです。

議案第87号、農地法第3条の規定による許可申請についてです。4件あり、権利内容については、全て所有権の移転です。譲渡理由については、全て耕作困難で、譲受理由は、規模拡大が1件、相手方の要望によるものが1件、新規就農が1件、生前贈与が1件です。別途営農計画書を御参照の上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番、原田です。それでは、議案87号の1番について、所有権移転の申請です。現地確認は11月30日に木原小委員長と事務局で実施しましたので報告をします。資料につきましては、1ページから4ページというところです。2ページと3ページを開いてみていただいたらと思います。

申請地は、——から西側にある農用地です。申請地とその東側、それから南側一帯では稲作が行われております。

譲受人による農道や水路の整備が現状行われていました。それから、——ですか、農地から北側なんです、この一帯は耕作放棄地が少し多くなってきておるといふような状況でございます。

次に、調査について報告します。申請地については、譲渡人と譲受人との間で貸し借りが既に行われ、耕作が行われておったものが今回の申請地ということでございます。譲受人は認定農業者で、耕作農地は——ha以上ありまして、稲作は飼料米で、うち——haが申請地の周辺で団地化されています。それから、譲受人は地域の農地の受け手となっておりまして、労働者につきましては譲受人の——と必要に応じて雇用を雇うということでございます。

農地法第3条2項の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

1号の全部効率的利用要件について、自宅地区の、自宅は——のほうにあるんですが、この倉庫を中心に機械が多数保管されております。それから、農道も確保されており、農地の全てを効率的にできるというふうに思っております。

それから、4号の農作業常時従事要件についてですが、譲受人は農地と向き合い、常に農作業や農地の基盤整備を行っておりまして、問題ないと考えます。

それから、6号の地域との調和要件について、地区において農地を任せられる存在となっております。支障ないと思います。

それから、2号、3号、5号については該当していません。以上です。審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 では、私のほうから一つ、譲受人は熱心に耕作されており、地域の担い手の大切な一人

だというふうには認識しておるんですけども、今説明がありましたように、この耕作面積が十何町はおありになるはずで、この資料にもあるように、ここに書いてあるのは——haということで、ぜひしっかり契約を結んで進めていただくように、委員さんのほうからもお願いしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。これは、——のほうの皆さん方にもぜひ御協力していただくようお願いしていただければと思いますので。

ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○18番 18番、横木です。議案第87号の2番は、所有権移転の案件です。現地確認を12月1日に事務局の方2名と池田委員で行いました。譲受人、譲渡人への聞き取りは12月2日に行いましたので報告します。

現地は資料の6ページを参照してください。ここは、——がありまして、農地はその近くになります。この農地は、譲受人の——の代からということ、——年って言うておられたと思うんで、——年以上前から長年耕作を依頼されていました。譲渡人は御高齢で後継者もないということで、長年お世話になった譲受人さんに贈与されることを決意されました。そうすると、心よく引き受けてもらったとお話をされていました。譲受人さんも、今まで同様に水稻の作付を行うと言っておられました。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

第1号の全部効率利用要件についてですが、——で耕作され、農機具の保有状況から見ても、今まで同様、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定には該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、——で作業され、農作業を行う必要がある日数については従事されていますし、今後も従事されとのことです。

第5号の転貸禁止要件ですが、自ら耕作されるので転貸禁止要件には該当しません。

第6号の地域の調和要件ですが、水利組合の水路清掃、草刈り等には参加されていますし、環境保全会では地区委員として地域をまとめておられるので、支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可基準を全て満たしていると判断します。皆様の御審議、よろしくお願いします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○18番 18番、横木です。議案第87号の3番は、所有権移転の案件です。現地確認を12月1日に、事務局の方2名と池田委員と行いました。それから、譲受人には12月5日、譲渡人には12月7日に、聞き取りを行いましたので報告します。

現地は、資料の10ページを参照してください。————沿いにある——なんですけど、——のバス停より北に——mくらいのところです。11ページをお願いします。地番————です。これがですね、ざっと見に4割程度の竹やぶであったんですよ。これは全部効率利用要件に反するという思いから、議案には載らないのかなというような勝手に思ったんですけど、後日、事務局に確認したら、議案に上がるということで、聞き取り調査を開始しました。

譲受人は地番————にコンニャク芋、それから————と————には里芋を植えて、竹やぶからは破竹を収穫するとのことでした。それから譲渡人は、以前は————に譲る希望をお持ちでしたが、話が進まないということで、今回、友人に受けられることにされました。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

1号の全部効率利用要件についてですが、今からは芋類を植えられますし、農機具の保有状況から見ても効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定、及び第3号の信託要件の規定については該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、一人で作業されますが、農作業を行う必要がある日数については従事されるということです。

第5号の転貸禁止要件ですが、自ら耕作されるので転貸禁止要件には該当しません。

第6号の地域調和要件ですが、水路の清掃、道路沿いの草刈り、それは自分で行うしかありませんが、軌道に乗るまでは譲渡人も協力するということでしたので、支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を全て満たしていると判断します。皆様の御審議、よろしくお願いします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。どうぞ。

○4番 4番、関谷です。竹やぶのある——の竹やぶの占有面積というか、割合はどれくらい
なんですか。

○藤井会長 地元委員さん、答えられますか。

○18番 先ほど言いましたけど、4割程度ですね。——の—— m^2 ですかね、—— m^2
の約4割、私、目測ですから、よろしいでしょうか。

○4番 残りがコンニャク芋になって、破竹取れるんですか、ここは。

○18番 なんか、破竹が出るようです。譲渡人さんが今までも取っておられたそうです。そして、
地元を持って帰って配れば喜んでもらったという話はされていました。

○4番 効率的な使用ができるから問題ないかと思うんですけど、主体がコンニャク芋と言っていた
のが。了解しました。

○18番 竹が多分はびこるであろうという話はしたんですけど、そこは今現状は考えていないと。
今のところの時点では。その辺をちょっと皆さんもよく考慮してお願いいたします。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。

最初に説明があった中に、議案に上がらないんじゃないかという地元委員さんの話がありました
けれども、その辺のところが気になってのことだろうと思うんですけども、明らかに全部効率利
用要件に、利用要件に満たしているかどうかというのは、ちょっと疑問なところもあるんですけれ
ども、今回破竹を取るということなんでしょうけれども、こういったケースでこれからも出てくる
可能性はあると思うんですよね。そのときに今回たまたま破竹を取られるということであれなんで
すけれども、利用できる部分が半分であったという場合に、こういった申請が出てきたときにどう
するかというのも、よく考えておかなくちゃいけないんじゃないかなというふうに思います。

一番いいのは分筆して使えるところの契約が一番いいんだろうと思うんですけども、なかなか
現実的ではない部分もあるんで、その辺のところも含めて今後どうするかということもあるんです
けれども、今回の場合で何か皆さんに引っかかるところがあればお聞きしておきたいなというふう
に思うんですけども。よろしいですかね。じゃあ、今回は竹やぶのところをしっかりと管理してい
ただいて、破竹を収穫されると。残りの部分は、コンニャク芋並びに芋を耕作するということでよ
ろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 じゃあ、特に御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手
をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員に賛成ということで、3番、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番、原田です。議案87号の4番は、所有権移転の申請です。現地確認につきましては、1番と同様で行っております。資料につきましては、13ページから16ページに記載されております。14ページと15ページを開いていただいたらと思います。

申請地は、——から北側にある農振地域の農地です。申請地は、——m²と、小面積の規模で、既に花木ですか、耕作放棄地の花木じゃないですけど、通常の花木が植え付けがされてありました。譲渡人と譲受人との関係は、——と、それから——という関係で、無償での譲渡となるようです。譲受人につきましては、申請地の西側にある——の宅地を所有し、ちょうどそのときに近くの土地に引っ越しをするということで帰って来られまして、会って話を聞くことができました。

それから、東側にある——の農地なんですけど、これは——が所有されているということで、今後一緒に管理・耕作するというごさいます。それから、南側にある——の宅地なんですけど、ここには倉庫が建っておりまして、16ページに計画書があるんですけど、そこに書かれております農機具が全て保管されておるということで、所有につきましては——の所有ということで、使用することは可能であるということでございまして。

農地法第3条第2項の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

先ほどからの説明の中で、1号の全部効率利用要件について、それから4号の農作業常時従事要件について、それから6号の地域との調和要件について、いずれも問題ないと考えます。

2号、3号、5号については該当しておりません。以上です。審議よろしくをお願いします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認いたします。

議案事項じゃないんですけど、この5番、保留にしておいた案件だと思うんですけども、今回取下げになっておる理由を簡単に地元委員さん説明いただければと思いますけれども。

○5番 やり取りについては直接関わっていないので、詳しくはちょっと分かりませんが、代理人がおられまして、向こうの譲受人ですか、それとの話の中でそこでのミツバチ飼育はやめたいというふうな申し出があったというふうに聞いております。以上です。

○藤井会長 ありがとうございます。

続きまして、議案第88号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは御説明いたします。議案書は3ページ、資料は21ページからになります。

議案第 88 号は、農地法第 4 条の規定による許可申請についてですが、今回提出された件数は 1 件で、転用目的は自己用住宅の敷地拡張です。

資料が 21 ページからになります。農地区分は、集団農地面積 35ha、施行令第 5 条第 1 号に該当する第 1 種農地です。農用地区域除外申請中です。以上です。御審議のほど、よろしくお願いします。

○藤井会長 事務局、続きまして議案第 89 号を、説明をお願いします。

○事務局 それでは、初めに議案の修正をお伝えいたします。本日配付しております、修正連絡票と議案の資料を御覧ください。

まず、取下げにつきましては、受付番号 16 番が取下げとなっております。それから、受付番号 17 番の 3 筆のうち 1 筆が取下げ、残り 2 筆での御審議ということになります。

差替えにつきまして、御連絡いたします。

まず、資料 64 ページ。64 ページの受付番号 5 ですが、隣接土地所有者の承諾状況、6 番と 7 番の方の承諾状況の修正となっております。

続きまして、72 ページ、受付番号 6、隣接土地所有者の承諾状況ですけれども、3 番と 4 番の要望内容の記載が修正となっております。

続きまして、80 ページ、受付番号 7 ですが、こちらも隣接土地所有者の承諾状況、1 番、承諾の可否が丸、それから 6 番、7 番、要望の記載内容が修正となっております。

続きまして、108 ページ、108 ページは受付番号 11 ですが、事業計画書の中の、中ほどにあります申請地を選定した理由、及び他の候補地の検討状況、こちらの内容のほうを修正しております。

それから、112 ページ、隣接土地所有の承諾状況、1 から 6 までありますが、これに———
———が追加の同意説明を加えております。

続きまして、120 ページ、受付番号 12 番ですが、隣接土地所有の承諾状況、説明年月日、要望の記載内容を修正しております。

続きまして、132 ページ、受付番号 14 番ですが、申請地を選定した理由、こちらの記載内容を修正しております。

続きまして、153 ページ、受付番号 17 番、こちらに関しましては申請地が変更となりましたので、資料全てを差替えとしております。御確認をお願いいたします。

それでは議案内容の説明をいたします。議案書は 4 ページ、資料は 27 ページからとなります。

議案第 89 号は、農地法第 5 条の規定による許可申請についてで、今回提出された件数は 16 件です。この 16 件の転用目的の内訳ですが、自己用住宅の敷地拡張が 1 件、太陽光発電設備が 14 件、デイサービス等の事業敷地が 1 件となっております。

受付番号１は、自己用住宅の敷地拡張です。資料は２７ページになります。農地区分は、集団農地面積３５haの農地で、施行令第１２条第１号に該当する第１種農地です。農用地区域除外申請中です。

受付番号２は、太陽光発電設備です。資料は３３ページになります。農地区分は、集団農地面積０．０８haの農地で、大道出張所から３９０mに位置する施行規則第４５条第２号に該当する第２種農地です。

受付番号３も太陽光発電設備です。資料は４１ページになります。農地区分は、集団農地面積４haの農地で、いずれの法令にも該当しない第２種農地です。

受付番号４も太陽光発電設備です。資料は４９ページになります。農地区分は、集団農地面積２．９haの農地で、いずれの法令にも該当しない第２種農地です。

受付番号５も太陽光発電設備です。資料は５７ページになります。農地区分は、集団農地面積３haの農地で、大道出張所から１６０mに位置する規則第４３条第２号に該当する農地で、第３種農地です。

受付番号６も太陽光発電設備です。資料は６５ページになります。農地区分は、集団農地面積０．６haの農地で、大道駅から４３０mに位置する規則第４５条第２号に該当する農地です。

受付番号７も太陽光発電設備です。資料は７３ページになります。農地区分は、集団農地面積０．６haの農地で、大道駅から４３０mに位置する規則第４５条第２号に該当する第２種農地です。

受付番号８も太陽光発電設備です。資料は８１ページになります。農地区分は、集団農地面積２．１haの農地で、いずれの法令にも該当しない第２種農地です。

受付番号９も太陽光発電設備です。資料は８９ページになります。農地区分は、集団農地面積２．１haの農地で、いずれの法令にも該当しない第２種農地になります。

受付番号１０も太陽光発電設備です。資料は９７ページになります。農地区分は、集団農地面積０．２haの農地で、いずれの法令にも該当しない第２種農地になります。

受付番号１１も太陽光発電設備です。資料は１０５ページになります。農地区分は、集団農地面積４５．４haの農地で、大道出張所から２００mに位置する規則第４３条第２号に該当する農地で、第３種農地です。

受付番号１２も太陽光発電設備です。資料は１１３ページになります。農地区分は、集団農地面積７．４haの農地で、華城出張所から４９０mに位置する規則第４５条第２号に該当する農地で、第２種農地です。

受付番号１３も太陽光発電設備です。資料は１２１ページになります。農地区分は、集団農地面積４haの農地で、いずれの法令にも該当しない第２種農地です。

受付番号１４も太陽光発電設備です。資料は１２９ページになります。農地区分は、集団農地面

積4haの農地で、いずれの法令にも該当しない第2種農地です。

受付番号15は、デイサービス等事業敷地です。資料は137ページになります。農地区分は、集団農地面積126haの農地で、施行令第12条第1号に該当する農地で、第1種農地です。農用地区域除外申請中です。

受付番号16は、取下げとなりました。

受付番号17は、太陽光発電設備です。資料は151ページになります。農地区分は、集団農地面積3.2haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。以上です。御審議のほど、よろしくお願いします。

○藤井会長 それでは、88号の1と89号の1を一括上程させていただきます。

地元委員さん、説明をお願いします。

○16番 16番の原田です。それでは、議案88号の1と89号の1、これを説明させていただきます。

まずは、議案88号の1ですが、これは申請人の農地を自己用住宅の敷地拡張のために転用したいという許可申請です。現地確認を12月1日に事務局2名及び末廣委員と行いました。また、12月2日に申請代理人の———及び申請人に聞き取りをいたしましたので、これらの結果について御報告をいたします。

現地は、資料21、22ページのとおり、———という集落に位置しております。農地区分が第1種農地となっております。第1種農地は原則転用不許可ですが、本案件は、許可該当法令施行規則第33条第4号集落接続に該当いたします。

資料23ページ、それから25ページを御覧ください。今回申請されている農地には、この23ページの緑で囲ってある農地なんですけれども、ここの一部に既に農業用の倉庫が建っております。それから倉庫の前は、かなり以前より進入路及び駐車場として、既に利用されていたものです。

今回、この申請者の宅地内に———が自己用住宅を建てることになり、改めて転用申請をすることになったものです。申請人からは、既に始末書も提出されており、本案件は事後申請となりますが、地元委員としてはやむを得ないと判断をしております。

次に、89号の1ですけれども、これは同じ敷地になるんですが、貸出人の農地を借受人が借受けて敷地拡張のために転用したいという許可申請です。貸出人と借受人は———の関係ということになります。これも、同じく12月1日に事務局2名及び末廣委員と行いました。また、12月2日に行政書士及び貸出人に聞き取りをいたしましたので報告をいたします。

現地は、先ほど88号の1で説明したとおり、全く同じ場所でございます。資料の29ページ、御覧いただくと、今回自己用住宅を建てるその道路側になるんですけれども、ここを転用するという事です。ここも第1種農地になるんですけれども、該当法令施行規則第33条第4号、集落接

続によって許可該当となります。ここの申請地は、これまで特に耕作はされておらず、保全管理がされていた状況です。貸出人によれば今回——が自己用住宅を建てるということになって、転用して駐車場として利用したいということでした。事業計画、それから被害防除計画等の内容についても特に問題点はなく、また周辺農地に関わる営農条件に支障を生ずる恐れもないことから、本件についても転用はやむを得ないと考えます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。

まず、議案第88号の1、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番承認いたします。

続きまして、議案第89号の1、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○16番 16番、原田です。議案第89号の2の許可申請は、譲渡人の農地を譲受人が譲り受けて、太陽光発電設備のために転用したいという申請です。現地確認を12月1日に事務局2名及び末廣委員と行いました。また、12月4日に代理人の行政書士及び譲受人に、それぞれ電話で聞き取りを行いましたので、それらの結果について報告をいたします。

現地は、資料33ページ、34ページのとおりに、——の——のすぐそば、北東側に位置しており、農地区分は第2種農地となっております。申請地の状況ですが、——より約——mのところであり、現状、耕作はされておらず、保全管理の状態です。所有者が——ということもあって、全く耕作はされていないという状況です。

33ページを御覧になると、この申請地の東側が——、西側が——になっております。北側には2軒の住宅、南側は——の住宅、申請地のすぐ南側ですね。これ現在、空き家になっておりますが、これに挟まれた独立した農地ということになります。ここに書いてあるように集団農地面積0.08ですから、ここだけしかないということですね。県道ができたときに、ここだけが分断されて取り残されたという状況になっております。

——によれば、隣接の土地所有者のほか、——にも、40ページに隣接の土地所有者への説明はしたということで、2件しか書いてないんですけども、——にも同様の説明をして同意をもらっているということでした。

それから、市道を挟んだ隣にも住宅があるんですけども、一応そちらにも、説明しておいたほ

うがいいんじゃないのかということは、——のほうに伝えておきました。その他、事業計画、それから被害防除計画の内容については、特に問題点はないと思います。また、周辺農地に関わる営農条件に支障を生ずるおそれもないと思いますので、本件については転用やむを得ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番承認いたします。

続きまして、3番、13番、14番、一括上程させていただきたいと思いますので、地元委員さん、よろしくお願いします。

○5番 5番、原田です。それでは、3件を連続して説明します。

まず、89号の3番ですが、これは譲渡人の農地を譲受人が太陽光発電設備の設置のため、売買で所有権を移転し、転用したいという申請です。現地確認は、11月30日に木原小委員長と事務局とともに実施しましたので、調査と合わせて報告いたします。資料につきましては、41ページから48ページに記載されております。42ページと43ページを開いていただいたらと思います。

申請地につきましては、——川の南側にある2種農地ということです。申請地は休耕田で草刈りによる保全管理が行われていました。隣接の農地が東に、それから西とあるんですが、これも保全管理の状態です。

それから、48ページに隣接土地の説明がありますが、ちょっと2件しかなかったんで代理人に追加で申請地の南側に家があるということで、これの承諾依頼をしたところ承諾してもらったというふうな報告を受けております。

それから、——にも家があるんですが、これも申請者がそのものになるんですが、この方は太陽光発電には賛成というふうな形で、逆に農地の青地変更ですか、これは賛成しないというふうな御意見ももらっております。

そういうふうな状況で、この案件につきましては農地法の許可基準に該当すると判断しております。

続きまして、議案第89号の12番ですが、先ほどと一緒に太陽光発電のための売買による所有の移転ということでございます。現地確認につきましても、同様ということで、調査と合わせて報告します。資料につきましては、113ページから120ページになります。114ページと11

5 ページを開いていただいたらというふうに思います。

申請地は、これ——川の南側にある 2 種農地ということで、——川の橋がかかっていますが、これは——ということで申請地の西側のほうにあるということです。

申請地は、ここも休耕田で実は雑草が生い茂って耕作放棄地の緑になるような状態でした。もともとハウスがあったんですが、現地確認のときにはもう撤去されておりまして、約一年前に撤去したということでございます。

それから、隣接する農地は全てこの周りは保全管理となっておりまして、地先のほう南側になるんですが、——と——につきましてはもう既に太陽光発電設置が行なわれておるといふような状況でございます。

それから、隣接土地の所有者の承諾状況は 1 2 0 ページにあるということで、大体承認されており、あまり要望が出ていないというような状況で、ちょっと周りも含めて回ってお伺いしたところ、南側にある太陽光発電ですか、ここの設置で、そこに道があるんですが、そこに草が大変茂っておって、この管理どうにかならんじやろうかというふうな話はお伺いしております。設置する——等にも雑草の管理については十分にやってほしいというふうな依頼をしております。それから、次に、この 1 2 番につきましては、許可基準に該当すると判断いたします。

続きまして、議案第 8 9 号の 1 3 番ですが、やはりこれも一緒に太陽光発電の設置ということでございます。現地確認も同様ということで、資料につきましては 1 2 1 ページから 1 2 8 ページということで、1 2 2 ページと 1 2 3 ページです。これを出していただいたらというふうになります。

申請地は、先ほどの 3 番に近いところなんですが、——川の南側にある 2 種農地でございます。申請地は休耕田で、耕うんによるこれは保全管理が行われていました。それから申請地の西側と南側では稲作が、今年も行われておると状況でございます。隣接土地所有者の承諾状況につきましては、1 2 1 ページのとおりということになります。

これら全部含めて、地元で実は保全会のお世話をしたり——をされている、それからこの先基盤整備をやっていききたいという方がおられまして、話を聞きに行きました。そのことをちょっと報告したいと思うんですが、御本人は太陽光発電については反対であるというふうなことです、——として先ほどの説明したものについては承諾をして、複雑な心境であるというふうなことでございました。

それから、今回この 3 筆なんですが、1 2 番はのけて、後で説明します。1 4 番ですか、これと含めての話になるんですが、これに続いてもう 3 筆、ないしは 4 筆この周りで隣接するところは太陽光になるというふうな話を聞いております。基盤整備を目指しておるといふことで、非常に残念に思っておるといふふうなことで、ほかの地区の中で広がらないことを祈るというふうな話をされておりました。

ちなみに、121ページの太陽光に次続けてなるというところなのですが、13番の申請地がありますが、それから左側の——という印刷がされていますが、その1名で3名ですか、それから申請地のすぐ下地の南側になりますが、この大きな——ある田ですが、これもほぼ決まっておると言われておりました。稲作が行われたりしとったのが、2枚含まれているというふうなところです。それから、先ほどの——番の3枚ですか、これの下地、家のすぐ西側になるんですか。ここもどうも予定地というふうな話を聞いております。説明につきましては以上です。審議、よろしくお願いします。

○藤井会長 3番と13番と14番の説明を一括したつもりでおったんですけど、12番もされたのもう一括でいきますけれども。（「14番はまだです」と呼ぶ者あり）ああ、14番。

○5番 続けてすみません。14番の説明をしたいと思います。14番も太陽光発電の申請でございます。これは——の南側にある2種農地ということで、先ほどの89号の13番より少し南側にあるということでございます。申請地は休耕田で不耕による保全管理が行われるという状況です。

それから隣接土地所有者の承諾状況は、136ページのとおりで、先ほどからの説明のほぼほぼの方が出てきておられます。ほとんど要望がないというふうな状況ということです。

それから、ちょっと周りの方の話がまだありまして、13号の北側にある持ち主なんですけど、この方も太陽光発電に反対というふうにおっしゃられておりましたが、情勢上やむを得んだろうというふうな形で理解されているというふうな話をされまして、無機質な構築物で環境的によくないと。農地が減少することもよくないということでございまして、今年、稲作を休んだんだが来年は頑張っって作りたいというふうな話もされておりました。

こういった情報が主であります。以上、審議よろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。確認しますけれども、3番、12番、13番、14番、一括して審議したいと思います。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○2番 2番、石川です。ちょっと事務局にお尋ねしたいのですが、建蔽率というのはどのぐらいで許可するんじやったか、ちょっと教えてほしいんですが、なんか少ないような気がします。

○藤井会長 事務局、説明をお願いします。

○事務局 明確な数字ははっきりはありませんけれども、一応県が出しています住宅の建蔽率を準用してまして22%以上と、一応目安はそれにしております。

○藤井会長 よろしいですか。だから、よその市町でこれは特に県でも定めていませんで、建蔽率の下限というのはあくまでもないんですけども、大体開発許可の二十何%というのを参考にしておって、よその市町でも中には日陰の状況とかいろんな状況もあって、それを切っておるようなケースもあるんですけども、防府は今のところ20を割っとるケースはないですね。一応、あくまでも20%以上をめどに皆さんに審査をしていただいておりますというふうな状況です。

ほかに何かございませんか。今一括して説明していただいたのは場所的に近いというので4つまとめてやっていただいたんですけれども、先ほど説明がありましたようにこの地域は今現在白地です。その中で、今年から多面的機能支払い交付金を受けて、集団で農地を守ろうという動きが出てまいりました。その先には白地を青地にしたい、その先には圃場整備をしたい、その先には集落営農法人を立ち上げたいという目標で動いておられるところなんですけれども、現状はこういう状況になってしまっておるということで、難しさが顕著に出てきた例ではないかなというふうに思っております。

世話をされておられる方にお聞きしましたところ、ある程度今回の転用は想定しておったんだというようなことだったんですけれども、これ以上広がらなければいいなというふうには思っております。

ほかに何か御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。一括して採決したいと思います。3番、12番、13番、14番、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます、全員賛成ということで3番、12番、13番、14番、承認いたします。

続きまして、議案第4号、私が説明させていただきます。場所は——、——の西側というところでして、ページ49番、見ていただきたいんですけれども、今回の申請地、この上側は既に太陽光発電が設置されています。下側は耕作放棄地で、背丈ぐらいの草が生い茂っているような状況です。今回、熊安委員さんと事務局で4日に現地調査をしてきたわけなんですけれども、周りの状況はこういう状況ということで、譲受人は現在——で、このまま農地を持続けておると、現在でも水利の役割を、水利に関わる人がほとんどいませんでやらないといけないということで、三、四年前から徐々に農地を太陽光に変えておられていらっしゃる方で、今回はこの周辺では最後ではないかというような状況で、やっと水利の関係から手が切れるということで、喜んでおられるような状況です。

現場は、先ほど申しましたように上側が太陽光と下側が耕作放棄地と、右側に道路がありまして水路があるんですけれども、今回譲受人の担当者に確認をしたところ、敷地内は年2回の草刈りを行うと。周辺にフェンスを設置しフェンスと水路の間には防草シートを敷くと。水路には物が落ちないように管理すると。あくまでも自分のところの敷地から出た物は管理するんだというふうに返答をいただいております。

地元委員としては性善説にのっとして信じるしかありません。仕方ないのではないかなというふう

に思っております。皆さんの御審議をよろしくお願いいたします。

それでは審議に入ります。何か御意見があればお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○14番 14番の末廣です。議案89号の5は、農地法第5条で太陽光発電設置に関する申請です。現地確認を12月1日、事務局2名と原田委員とで行いました。また、譲渡人、譲受人への聞き取り調査を12月4日に行いましたので、結果報告いたします。

場所は、防府市役所大道出張所から一へ160mくらいのところですね。——と——と——に挟まれたところですね。議案書の57ページ、58ページを見ていただいたら場所が分かると思います。譲渡人に聞いたところ、毎年、草刈りは数回行っておるということですが、最近、太陽光の話が出て、今回譲り渡すことにしたということでした。

次に、譲受人への聞き取り調査の関係ですが、60ページの下のほうにその他参考となるべき事項というのがありまして、近隣居住者及び隣接土地所有者に対し事業概要を説明済みというふうにあるんですが、64ページを見ていただいたら分かるんですが、丸がついているのは2つですね。2つだけなんです。ほかに、例えば6番、7番の方のところへは説明に行ったけど場所が分からんということで、そのままになっとたんですね。私もちょっとやかましゅう言うた。もうちょっと真剣に調べてから行くようにしてくれんかと。やけんと、よそへ行って説明しても何にもならんじやと。今回、改めてまた何回か行ったようですが、その訂正が今回今日入っております。一番最初ですね、64の、そうすると下のほう皆4つ丸がついておるようになっております。

そして、特に5番の方が、これは御存じと思いますが——ですね。——でして、この方の発案で工事をやる前に一回もう集める。関係者を集めて説明しようということで、太陽光の会社のほうへ申し出たらいいですよということだったんです。だから、草刈りとか水路の掃除、この辺まだ農地が大分残ってますんでね、草刈りあるいは水路の掃除、そういったものを要望するということのようでした。自治会長にも、今回の件を説明するように申し出ておきましたので、皆様方の御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

よろしいですか。じゃあ、この——はもう、ここに関しては工事着工の前に皆さんを集めて説明をするということが決まったわけですね。

○14番 もう一回工事やる前に、承諾といってもポストに皆放り込んでいるだけで、これが承諾を得たのかどうなのかといった。入っているものがそのままごみ箱に捨てたんかよう分かりませんので、というのはもう一回よう水路や畔やら草刈りを説明したいということでしたんで。

○藤井会長 分かりました。ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、承認いたします。

続きまして、6番、7番、一括上程させていただきます。地元委員さん、説明をお願いします。

○14番 再び、14番の末廣です。議案89の6と7ですね、これが第5条の太陽光の設置に関する申請です。現地確認を12月1日、事務局2名と原田委員とで行いました。また、譲渡人、譲受人の聞き取り調査は12月4日に行われましたので、その結果を報告します。

場所は、——と——と——に挟まれたところですね、議案書の65ページを見られたら、ちょうどそこへ挟まれたところにあるんですが、譲渡人に聞いたところ、ここは水田なんです、もう——年以上も耕作放棄地になつとるので、草ぼうぼうになっています。今回、この話があったのですぐにオーケーしたということでした。

次に、譲受人の聞き取り関係ですが、先ほどもありましたが68ページ及び76ページの事業計画書の下の方にある説明済みですね。近隣居住者及び隣接居住者に対して事業概要を説明済みとあるんですが、これも例えば72ページに見られたように、丸がついちるのは一つだけ、それは譲渡人だけということで、これまた説明したんか、ついおらんからポスティングしたんかよう分かんのです。これも大分やかましゅう言うたんです、特に3番、4番、外灯がない、行っただけ分かん。家に行っても分かんということでしたんで、また再度調査するように言いましたところ、これも追加で出ております。これは追加はなかったんですが、やはり行くのは行っております。

特に4番の方は、——でございます。——の水の責任者でございますので、とにかく草刈りをよう言うちよってくれと。なけんと草ぼうぼうになってからたまらんどということでしたんで、またこれも自治会長にも言うたらんので、自治会長にも言うちよってくれということで言うておきました。皆さん方の審議のほうをよろしくをお願いします。

もう1個の89の7もほとんど同じ状況なんですね。再度調査へ行っただけ、追加の資料があると思いますが、80ページ、その中に多少は増えとるんですけどほとんど変わらん、そういうことでした。皆さん方の審議をよろしくをお願いします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。議案第89の6、7、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、7番、承認いたします。

続きまして、議案第8、9、地元委員さん、説明をお願いします。

○16番 16番の原田です。それでは、議案89号の8と9ですね、これも太陽光発電のための転用ということです。所有権移転を伴います。現地確認を12月1日に事務局2名、それから末廣委員と行いました。それから、12月4日に代理人、それから譲受人、それから譲渡人にも、1人は電話、1人は面談ということで聞き取りを行いましたので、それらの結果について御報告をいたします。

現地は、資料の81ページのとおり、———の———より北側に約——m程度行ったところに位置しております。農地区分は2種農地なんですけれども、この89号の8とそれから9のいずれの農地も東側が——ですね、西側、斜めになっていますがこれが昔の——、今は——です。南側に——、それから個人の住宅が1軒、2軒ということで、道路と住宅に挟まれたいわゆる三角地ですね。ほかと分断されているということです。——ができる前は皆つながっていたんですけども、この——が盛り土をして造ったために、この三角地は——から見るとかなり窪地になっておるような状態の土地です。

このいずれの農地も、89号の8のほうの農地は昨年までは水稻が作付されておりました。譲渡人の親戚の方が作っておりました。それから、ちょっと83ページを見ていただくと分かりやすいんですが、この南側の——、この農地はかなりもう前から耕作放棄されております。89号の9のほうに該当する農地ですね。この89号の8に申請されている農地の東側、———という農地がある、これが面積——m²の農地があるんですが、ここも数年前から耕作されていない、いわゆる耕作放棄地と。その上の——、——m²の田んぼがあるんですけど、ここは今年も水稻作付されております。この方はがんとして水稻を耕作し続けるということのようです。

この地域は、先ほども言いましたように基盤整備もされていない地域で、非常に不整形な窪地になってまして、なかなか耕作するのも難しい土地だなということで、いずれも譲渡人に話を聞きましたら、譲受人のほうからアプローチがあったということで、既に4年くらい前から話があったということのようです。

ただ、送電線の容量の関係でなかなか実行はできないということで、ようやくその辺が解決したということで話がまとまったということでした。これは譲受人のほうにも聞いたら、そのとおりだ

というふうに言っていました。この2件は周りの方も全部承諾されているんですが、当初、この——
——ですね、89号の8の東側の田んぼここも太陽光をやるということで計画は進めたよう
です。ところが、最終的にはここは実施しないということで事業者のほうは言ってます。なぜかと聞
いたら、面積が足りんということで、事業者も——ですけれども事業化はしませんと。私ど
ものところではやりませんと。

地元の人は、どうもやるのというふうに聞いてたらしいんですが、まだやらないよという話が本
人のところに行っていないようなことをちらっと言っていましたけども、理由は49.5kwの低圧で
申請しようとする、パネルの数が非常に少なくなって、ぎりぎりぐらしか置けないと。それで
は非常に効率が悪いんで、最近ではパワコンは49.5に抑えて、実際にパネルはその倍ぐらい設
置するというふうなのが、そうしないとトータルの発電量が足りないということで、どうもそうい
う理由でここはキャンセルということで、恐らくここはもうキャンセルされた農地はどうにもなら
んだろうなということで、ほかと一帯で、逆に言えば太陽光をしてもよかったんじゃないかと思う
んですけれども、業者のほうはそういうことを言っていました。

それで一般条件、それから立地条件も一応許可要件を満たしていると思いますので、転用やむを
得ないのかなというふうに思っております。皆様の御審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。8番、9番、承認いた
だけの方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、8番、9番、承認いたします。

続きまして、10番、地元委員さん、説明をお願いします。

○16番 16番、原田です。今月、やけに私のところが多いんですが、まだ何件か同じ業者で話が
出ているようです。この辺りは第1種農地がほとんどなんで、基本的には駄目だというふうに思っ
ていたんですが、一部、今回のように2種農地がところどころにぽつんぽつんと点在しております。
この89号の10号ですね、ここを御覧になって、97ページ、御覧になって分かるように、集団
農地面積0.21ですから、ここだけなんですね。

簡単に状況を説明しますと、これも先ほどの地域よりは若干南側になるんですが、——
から、ここは北側へ——m程度行ったところになります。申請地の左側が——です。右側、東側
が——です。——という——があります。北側が住宅で、南側が、この97ページの図を見てい
ただくと、南側の斜線が入ってますけれども、ここはこの——です。——
——と。そこに囲まれた、これも——が盛土をされていますから、かなり窪地になります。窪地

になるんですけれども、割と日当たりはいいというところで、たまたまこの申請地、所有者が2名いたということで、1名の方は非常に狭い農地なんですけれども、そこも合わせて今回譲り渡すということになったようです。

この農地も4年前ぐらいまでは、きちんと耕作されておりました。その後、耕作されなかったんで、どうしたのかなと思っていたら、今回お話聞いたら—————もう耕作できなくなったということで、近所の人に相談をしたら、今回の業者さんを紹介されたということです。

実際には、これ周りが全部そういう囲まれて一部、103ページを御覧になると分かるんですが、——と申請地の間に小さな道路があって、その間に畑があるんですね。これ面積ごく僅かですけれども畑が、ちょっとこれ高さがこの田んぼの位置と畑の位置かなり高さが違って、2mぐらい高いところに恐らく昔の、——ができる前はこの辺もこのレベルだったんじゃないかなと思うんですが、畑がそのままずっと残っています。現在、何も耕作されてなくて、適当な長さの草が生えているという状況でした。

近隣への説明状況は、104ページのとおり、私の案件のところはいずれも割ときちんと説明されておりましたし、それから自治会長にも説明済みということでありました。そういった状況でこういう独立した土地なんで、周辺農地に与える営農条件に支障を生じるというようなおそれもないというふうに思いますので、許可要件を満たしているというふうに考えます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、10番、承認いたします。

続きまして、11番、地元委員さん、説明をお願いします。

○15番 15番の弘中です。議案第89号の11、許可申請は譲渡人の農地を譲受人が太陽光発電設備のために転用したいという申請です。現地確認を12月1日に事務局2名と原田委員で行いました。事業計画書、108ページには現在は耕作していると書いてありましたが、今年水稻が植えてあったので、実態とは違うので当日、代理人の—————に電話で聞き取りを行いました。事業計画書の差替えを提出してもらいました。

現地は資料105、106ページのとおり、—————の—————より南側へ—————mのところの位置しており、農地区分は第3種農地です。譲渡人によれば、譲受人より話があったときは認定農業者に耕作をしてもらっていたが、後継者もおらず維持管理もできない。これから先のことを考えた結果、譲り渡すほうに話がまとまったとのことでした。隣接の土地は所有者の承諾状況

は差替え書類の112ページのとおりで、事業計画書及び被害防除計画書の内容にも特に問題点はなく、周辺農地に関わる農業条件に障害を生じるおそれもないと思いますので、本件については転用もやむを得ないと考えます。皆さんの御審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

よろしいですか。ここの周辺は、106ページを見てもお分かりのように、農地がずっと広がっておる集団面積47haの場所なんですけれども、———がすぐそばにあるということで、3種農地になっておるわけですし、聞くとところによると大分今回の当該農地のほかに、周辺で業者が来ているんでしょう。これどこまで広がるのか、ちょっと恐ろしいんですけれども、止めようがないんでしょうね。

これちょっと事務局に確認しますが、2種も含めたらかなり広いところで2種になるんですかね、これ。この地区は。

○事務局 そうですね、これはちょうど107ページを御覧いただいたら、間に水路があるんですけれども、ここから東側に関しては農用地ということで。

○藤井会長 なるほど。

○事務局 こっち側は転用、太陽光ができない場所になります。ただ、水路から西側に関しては農用地の指定を受けておりませんので、基本的には———から500m、もしくは南側に———もございますので、———から500mにかなりの面積が入ってくるので、そういったところは2種、ないしは3種という扱いにはなってしまいます。

○藤井会長 分かりました。じゃあ、今回はこの周辺というたら、この下の農地と横の農地ぐらいが対象になるぐらいですね。分かりました。

ほかに何か御意見ございませんか。どうぞ。

○6番 6番、倉重です。ちょっと気になったんですけど、お隣がたしか———ということになっておろうかと思います。———の御意見とかいうのはあるんですか。特に、設置されたらまずいねとか、そういうのはありませんか。

○藤井会長 これなんか———のあれをもうちょっとたんじゃなかったっけ。

○事務局 差替え資料のほうに、御覧いただけましたら。

○藤井会長 よろしいですかね。ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、11番、承認いたします。

これで——は、まだあるのか。続きまして、１２番、ちょっとこれが終わるだけやりましょうね。

１２、１３、１４はやったんですね。じゃあ１５番、地元委員さん、説明をお願いします。

○１６番 １６番、原田です。議案８９号の１５ですね。これは、譲渡人の農地を譲受人が譲り受けて、——と事業施設の敷地拡張のために転用したいという許可申請です。現地確認を１２月１日に事務局２名及び末廣委員と行いました。また、１２月１日に譲受人に、それから１２月４日に代理人の行政書士に聞き取りをいたしましたので、これらの結果について御報告をいたします。

現地は、資料１３７、１３８ページのとおり、——という集落の——のすぐ南側に位置しております。農地区分は第１種農地となっておりますが、第１種農地、原則不許可なんです、施行規則第３５条の第５号、既存敷地の拡張により許可該当となります。

資料の１３９ページを御覧ください。あと１４１ページですね。ちょっと１３９と１４１ページ、南北が逆の表現で書いてありますので、ちょっと見づらいんですけども、今回は転用する場所が２か所ですね、転用申請となります。まず、——、約—— m^2 の畑ですね。ここは、現状何も耕作されておられません。

転用後は、この——、——、——としての利用を計画しているということですね。１４１ページの下側になりますけれども、ここで屋外スペースとして利用したいということです。

それから、——、これ田になっているんですけども、現状既に——の駐車場、あるいは回転場として使用されております。——土地改良区に確認したところ、この細長い農地なんですけれども、この農地は平成１０年の、いわゆる圃場整備事業の際に非農用地としていた土地で、その同じ時期に今回譲渡する譲渡人の親が、実質宅地に転用していたというものです。

土地改良区に聞きましたら、既にここの農地は非農用地ということで登記されているということで、本来であれば非農用地にした時点で転用可能という土地ですから、その時点ですぐに転用しておくべきだった農地ということになります。今回、たまたま、この農家住宅を購入した方が、いわゆる個人ではなくて——だったために、農地の所有ができないということで、そういったことで今回この点が分かったということで、今回転用をするというものです。

特に事業計画、それから防除計画等にも問題点はないと思いますし、転用はやむを得ないというふうに思います。皆様の御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、１５番、承認いたします。

続きまして、１７番、これ先月保留になった案件でございます。これを含めて地元委員さん、説明をお願いします。

○５番 ５番、原田です。議案８９号の１７番は、１１月に保留になった太陽光発電の申請となります。差替え資料が出ています。そちらとちょっと、今日手持ちの資料と見比べてもらいたいと思うんですが、資料１５１から１５８、１５２ページと１５３ページを見ていただきたいと思います。まず今回の申請は———ですか、これ駐車場にするということで問題になりまして、保留になったということでございまして、この農地につきましては西側の農地をお持ちの———ですね、この方に譲り渡すというふうな話を聞いておりまして、今進めておられるというふうに聞いております。

それから、追加の承諾書ですかね、１５８ページになりますが、ちょっと今日差し替わったところで１番と７、８番ですか、これ実は———の方ですね。先ほどの第３条の申請、８７の４番でありましたが、これに関係ある方からの要望ということで、現在対応中というふうな形で出ております。これがちょっと追加になっています。

それから２番の方がちょっと、また要望が出ておって、また今日改めて協議するというふうな内容になっています。そういったものを含めて、審議をしていきたいと思います。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようで、採決に入ります。承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、１７番、承認いたします。

以上で、議案第８９号を終えたいと思います。

ちょっとここで、１０分休憩させていただきたいと思います。３５分から改めて開始させていただきますので、よろしくお願いします。

午後３時２５分休憩

.....

午後３時３５分再開

○藤井会長 では、皆さんおそろいですので、再開させていただきます。

続きまして、議案第９０号、９１号、９２号、一括上程させていただきます。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書は９ページからになります。議案第９０号は、農業経営基盤強化促進法

等の一部を改正する法律附則第5条により改正前の基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）についてで、令和5年12月26日、公告予定の利用権設定が7件提出されております。利用権の内訳は、使用貸借権の設定が5件、所有権の移転が2件です。計画の内容は、議案に記載してあるとおりでございます。

本案件につきまして、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第91号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により改正前の基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）、議案第92号農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用集積等促進計画の公告）について御説明します。議案書は14ページからです。

議案第91号、92号につきましては、県で公告予定の利用権設定が19件になります。農地の集積面積は9万1,507m²です。

内容は、議案第92号の番号1から16につきましては、議案第91号の全ての農地をやまぐち農林振興公社に貸付け、議案92号にてやまぐち農林振興公社から貸付けを行うものとなっております。また、議案91号の番号17から19については、やまぐち農林振興公社から貸し付ける相手に変更が生じたものです。以上、御審議のほど、よろしくお願いします。

○藤井会長 それでは質疑に入ります。御意見、並びに御質問のある方、お伺いしたいと思いますので、目を通していただければと思います。では、御質問のある方、お答えいただければと思います。

私のほうから1ついいですかね。13ページの3の譲受人。この方はいきなり——近く受けられてどういった方なんでしょうか。

○18番 私もちよっと分からなかったんで、譲り渡し人さんに聞きに行ったんですけど、この方は——で、今——されてるんですよね。それで雇用されて、農作業をしていらっしゃる方で。これ、——がされたという経緯は——されたところの作業をたまたまその家に、——ということで行っておられて話をされていたら、草刈りも丁寧にやっていたし、お願いされた。この——にお願いされて、耕作してあげましょうということになったそうです。現状、渡し人のほうは、——ほど近所の方が耕作されていました。それで、——ということで、今年までということで、全て保全管理になる予定だったんですけど、たまたまお願いされたら、耕作してあげようということになったそうです。

○藤井会長 分かりました。これはじゃあ水稻やられるんですか。

○18番 そうです、水稻です。

○藤井会長 分かりました。ありがとうございました。

ほかに何かございませんか。よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入りたいと思

います。議案第90号、91号、92号を承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、90、91、92を承認いたします。

以上で、議案審議は終えたいと思います。

次に、報告事項が86号から91号までございます。目を通していただいて、何か御意見があればお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 では、特に御意見がないようですので、以上で終えたいと思います。

午後3時43分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年12月11日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員